

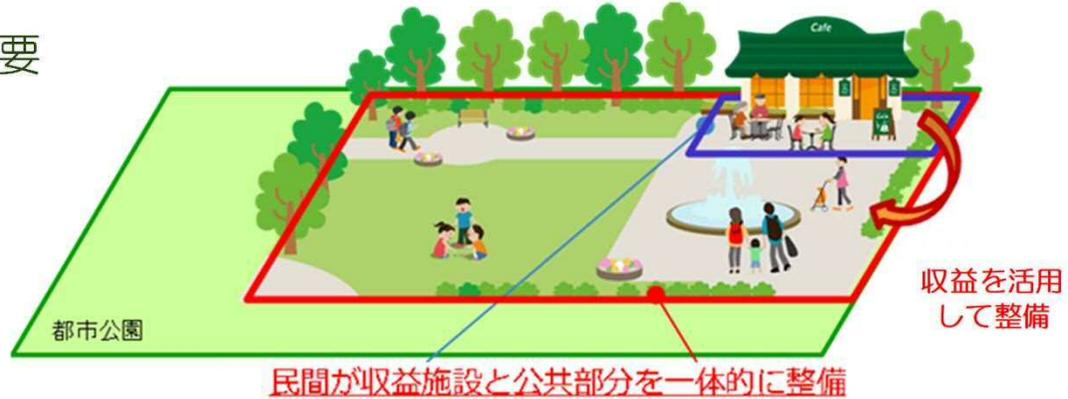
恵庭ふるさと公園 官民連携型賑わい拠点創出事業 (公募設置管理制度導入)

公募説明会

令和3年12月14日(火) 10時～
恵庭市役所第2庁舎2階 大会議室

■用語の定義 (P1)

○公募設置管理制度(P-PFI) の概要



	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)
従前	民間資金	公的資金
新制度	民間資金	収益を充当 公的資金

設計・整備	事業主体	民間	民間
	費用	民間	民間・市(最大9割負担)
	市と民間の関係	公園施設設置許可	公園施設設置許可
管理・運営	事業主体	民間	民間
	費用	民間	民間
	市と民間の関係	公園施設設置許可	公園施設管理許可
	財産管理	民間	市

都市公園の質の向上に向けた
Park-PFI活用ガイドライン抜粋・加筆)

■用語の定義（P1）

公募対象公園施設	都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置または管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等
特定公園施設	都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置または管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
利便増進施設	都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。
公募設置等指針	P-PFIの公募にあたり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。
公募設置等計画	都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。
公募設置等予定者	審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
認定計画提出者	公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者

1. 事業の概要 (P2,P12)

(1) 事業目的：恵庭ふるさと公園再整備のうち、飲食店・売店等の収益施設および一部の園路、駐車場等の整備と、整備後の施設の管理、運営について、P-PFI制度を用いて、民間の事業者のノウハウやアイデアを活用すること。

【特定公園施設】

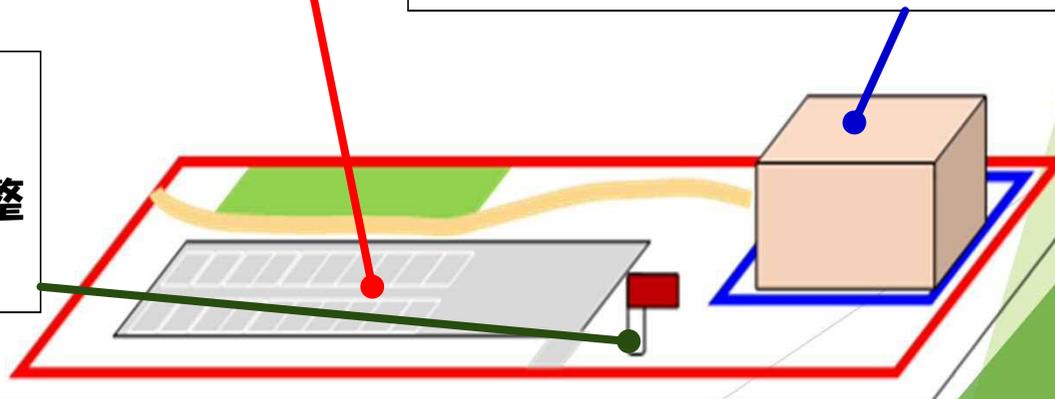
- ・公園利用者が利用できる駐車場(必須)
- ・外構、園路、遊具、広場等の公園施設の整備(任意)
- ・認定計画提出者及び本市の負担による整備(整備後本市に譲渡)
- ・譲渡後は認定計画提出者の負担による管理運営

【公募対象施設】

- ・カフェ等飲食店・売店等の便益施設(必須)
- ・トイレ(多目的含む)(必須)
- ・その他、恵庭ふるさと公園の付加価値を高め、公園の魅力が向上する施設(任意提案)

【利便増進施設】(任意提案)

- ・看板、広告等、駐輪場など
- ・認定計画提出者の負担による整備・管理運営



1. 事業の概要 (P3,P4,P5)

(2) 恵庭ふるさと公園の概要

区域面積 4.0ha

区域区分 市街化区域

建ぺい率(恵庭市都市公園条例に基づく建ぺい率) 12%

容積率(建築基準等関係法令) 200%

- 公園沿いの黄金学園通りは大学、高校の通学経路
- 周辺は閑静な住宅街で市の平均と比べ年少(0~14歳)人口の割合が高い地域

(本事業の関連事業)

令和2年度 既存樹木の間引き

令和4~5年度 再整備工事(休憩施設、修景施設、園路、広場、植栽)
複合遊具の更新工事

(その他)

- 公園内は埋蔵文化財包蔵地「カリンバ5遺跡」に該当。工事の際は必要に応じて恵庭市郷土資料館の職員が立ち会いを行う場合があります。
- 恵庭市地域防災計画で一時避難所に指定

1. 事業の概要 (P5,P6,P7,P8)

(3) 恵庭ふるさと公園再整備の整備方針

- 基本計画、実施設計の策定にあたり、平成29年、平成30年にかけてワークショップを8回開催（地域住民、一般公募者、公園利用団体、花関係団体、地元造園業協会等

→基本計画・実施設計の策定

- 基本計画の中で、恵庭ふるさと公園の再整備の**基本理念・基本方針・整備方針**が謳われる。

【基本理念】

～地域コミュニティをつなぎ、次世代に引き継ぐふるさと公園～

【基本方針】

- “らしさ” が感じられるみどりと花の景観づくり
 - 地域のシンボルである良好な緑を活かした、新たなみどりと花の景観づくりを進め、他の花の拠点との差別化を図ります。
 - 花苗の生育や地域住民による植栽など、地域が中心となった“花育”の取り組みを進めます。
- 新たな地域のにぎわい拠点（顔づくり）の創出
 - 様々な地域活動を促す空間を確保し、利用者の価値観や思いを共有する交流の場を創出します。
 - 誰もが立寄りやすい明るく開放的な空間とし、潜在的ニーズへの対応と地域コミュニティの活性化を進めます。
- 地域参加型による持続可能な管理・運営
 - 地域住民や商店街、また市民活動団体などが公園の運営管理の一部に携わることのできる仕組みづくりを進めます。

1. 事業の概要 (P5,P6,P7,P8)

【整備方針】

• 立ち寄りやすく明るい開放的な出入口

- メインアプローチとなる黄金学園通に面する部分は、歩道と一体となった広場として整備を行い、気軽に立ち寄れる空間とします。
- 地域が主体となった花育を進め、新たなにぎわいと地域コミュニティを促します。

• 多様な地域活動を促す木立と芝生の広場

- 四季を通して、様々な地域活動や自主活動を行うことのできる芝生の広場を整備します。
- フレキシブルな利用を考慮し、広場周辺には出来るだけ作工物は整備しません。

• 良好な自然環境の創出と緑のリサイクル

- カシワ林が生育している部分については、適度な間引きを進め、草本の回復を図るとともに、シェードガーデン（※）が楽しめる空間とします。
- 緑のリサイクルの視点に立ち、一部堆肥場などのバックヤードを確保します

• サービス施設の整備による利便性の向上

- Park-PFIにより、公園の魅力向上、持続的な施設整備・更新を目的として、民間資金による便益施設（カフェ等の収益施設、駐車場やトイレ）の建設スペースを確保します。

【実施設計】

1. 事業の概要（P5,P6,P7,P8）

• メインアプローチの設定

- 公園へのメインアプローチを新たに黄金学園通に設定します。また、自動車でのアクセスに配慮し、駐車スペースを恵庭北76号線側に設定します。

• 賑わいと彩りのゾーン～コミュニティ広場

- 本公園の新たな顔となるゾーンと位置づけ、日常的な賑わいと草花による彩りが楽しめるゾーンとします。黄金学園通に面して確保するメインアプローチに広場的な要素を持たせることで、隣接する歩道と一体的な空間とします。

• 地域活動を促す多目的ゾーン～木立と芝生の広場

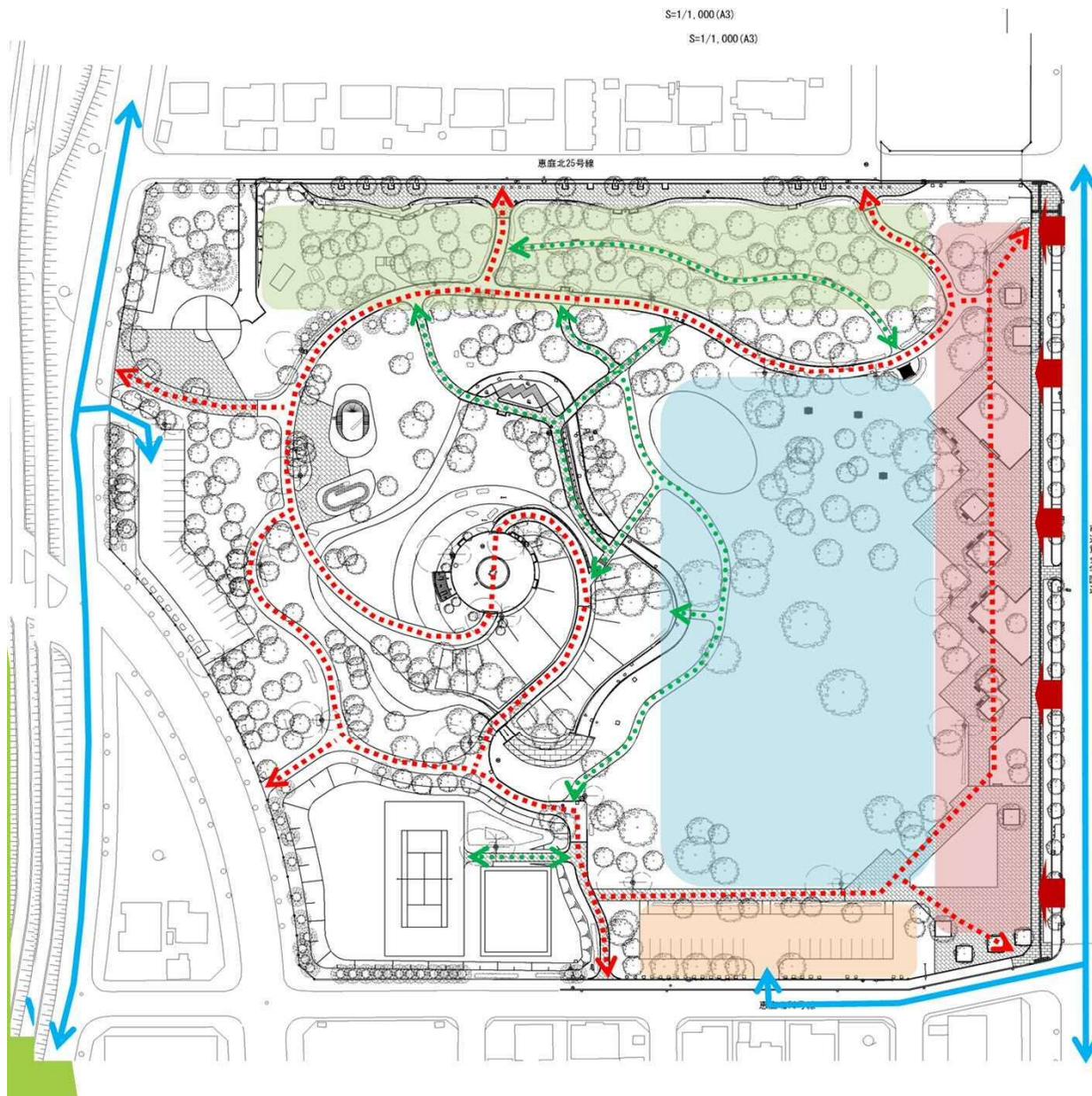
- 1年を通して様々な地域活動や、自主活動が楽しめるゾーンと位置づけ、公園利活用を促します。コミュニティ広場に隣接する敷地中央に配置することで、多くの人たちが興味関心を持てるようにします。

• 自然観察ゾーン～カシワ林とニホンスズランの散策路

- 敷地北側のカシワ林群落については、適正な樹木密度と草刈などにより野草や日陰を好む草花を楽しめるゾーンとします。

• 回遊性のある動線設定

- 現況の施設と再整備される施設や空間が一体となって利用できるよう、回遊性を持たせた動線を確保します。また、園路際にはボーダー植栽(園路に沿った帯状の植栽)などを取り入れることによって、公園全体を楽しめるものとします。便益施設（カフェ等の収益施設、駐車場やトイレ）の建設スペースを確保します。



- 賑わいと彩りのゾーン
- 地域活動を促す多目的ゾーン
- 自然観察ゾーン
- 駐車スペース

- メインアプローチ
- メイン動線
- サブ動線
- 自動車アクセス動線

1. 事業の概要 (P9)



1. 事業の概要 (P12)

(4) 事業範囲と事業イメージ

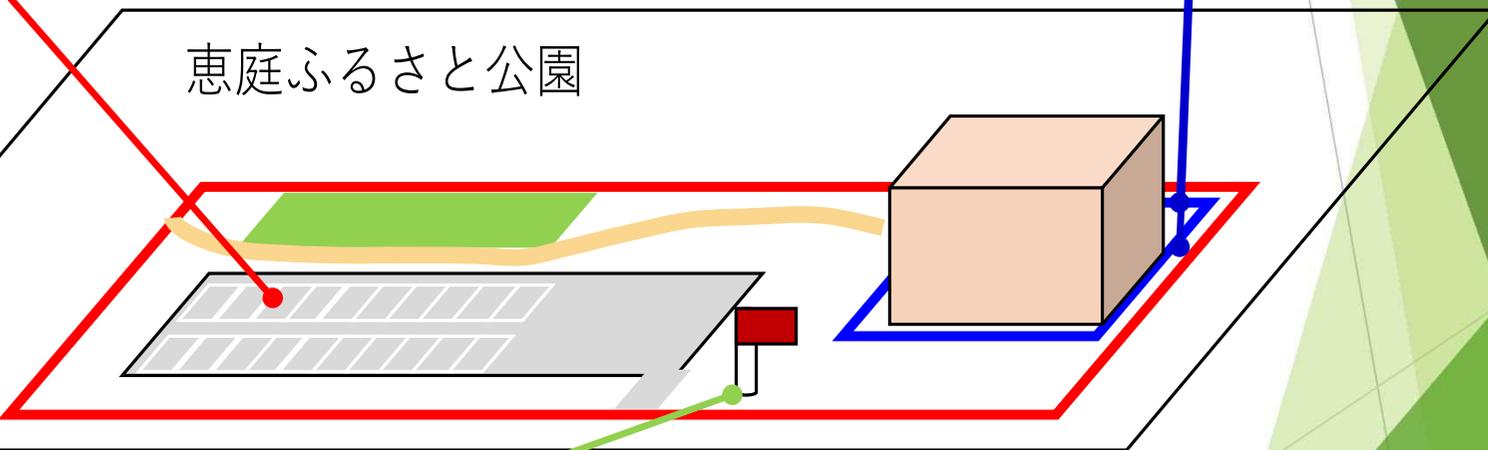
【特定公園施設】

- ・公園利用者が利用できる駐車場(必須)
- ・外構、園路、遊具、広場等の公園施設の整備(任意)
- ・認定計画提出者及び本市の負担による整備(整備後本市に譲渡)
- ・譲渡後は認定計画提出者の負担による管理運営

【公募対象施設】

- ・カフェ等飲食店・売店等の便益施設(必須)
- ・トイレ(多目的含む)(必須)
- ・その他、恵庭ふるさと公園の付加価値を高め、公園の魅力が向上する施設(任意提案)

恵庭ふるさと公園



【利便増進施設】(任意提案)

- ・看板、広告等、駐輪場など
- ・認定計画提出者の負担による整備・管理運営

1. 事業の概要 (P13)

(4) 事業範囲と事業イメージ

項目		公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設
		飲食・売店等の収益施設	外構および駐車場等	例：自転車駐輪場、看板等
整備 (設計含)	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者 恵庭市(上限あり)	認定計画提出者
	位置付け等	認定計画提出者が公園施設 設置許可を受けて整備	認定計画提出者が整備 した後、市へ譲渡 工事中は公園占用許可 (使用料は免除)	認定計画提出者が公園占用 許可を受けて整備
管理運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	位置付け等	認定計画提出者が公園施設 設置許可を受けて管理運営	認定計画提出者が公園 施設管理許可を受けて 管理運営(全額使用料 は免除)	認定計画提出者が公園占用 許可を受けて管理運営
	財産管理	認定計画提出者	恵庭市	認定計画提出者

1. 事業の概要 (5) 事業の流れ (P15)

1) イベント等の実施に係る条件

イベント等の実施に際しては、使用料等の扱いは以下の通りとします。

- ・ 特定公園施設の範囲内で実施する場合：減免とする。
- ・ 特定公園施設の範囲外で実施する場合：恵庭市都市公園条例に準ずる

2) 地域還元の提案について

公募対象公園施設の運営で得られた収入や利益について、認定計画提出者の経営努力により計画を上回った場合は、原則として認定計画提出者の収入、利益とします。

ただし、公共施設であることを鑑み、営業利益が計画を大幅に上回った場合については、公共公益性の視点からその超過額の取り扱いについて提案をお願いします。

※) 計画を下回った場合はその差額を補填しません。

地域還元の提案については、下記の視点で提案してください。

①

- (例) ・ 賑わい創出に係るイベントを実施し、その経費に充当する。
・ 地域団体、教育機関等が実施するイベントに協賛する。
・ 公園施設の修繕を実施する。

② 還元する金額：超過額の取り扱い、および想定される還元額割合の見込みについてご提案ください。

- (例) ・ 営業利益が計画を〇〇円(%)上回った場合、営業利益の一部(〇%)を還元する。
・ 営業利益が計画を〇〇円(%)上回った場合、毎年一定額(〇〇円)を還元する。
※) 営業利益の計画は、様式4-1資金調達計画及び収支計画により確認する。

2. 公募対象公園施設（P16）

（1）公募対象公園施設の種類

提案を求める公募対象施設・・・恵庭ふるさと公園の魅力向上、持続的な施設整備、更新に資する便益施設等以下の必須提案以外のその他の提案は任意提案とします。

提案内容の詳細は選定後に市との協議の上、決定するものとします。

- 必須提案：恵庭ふるさと公園の魅力向上、にぎわいの創出に寄与する便益施設
飲食店、売店、トイレ（男女別及び多目的トイレ）

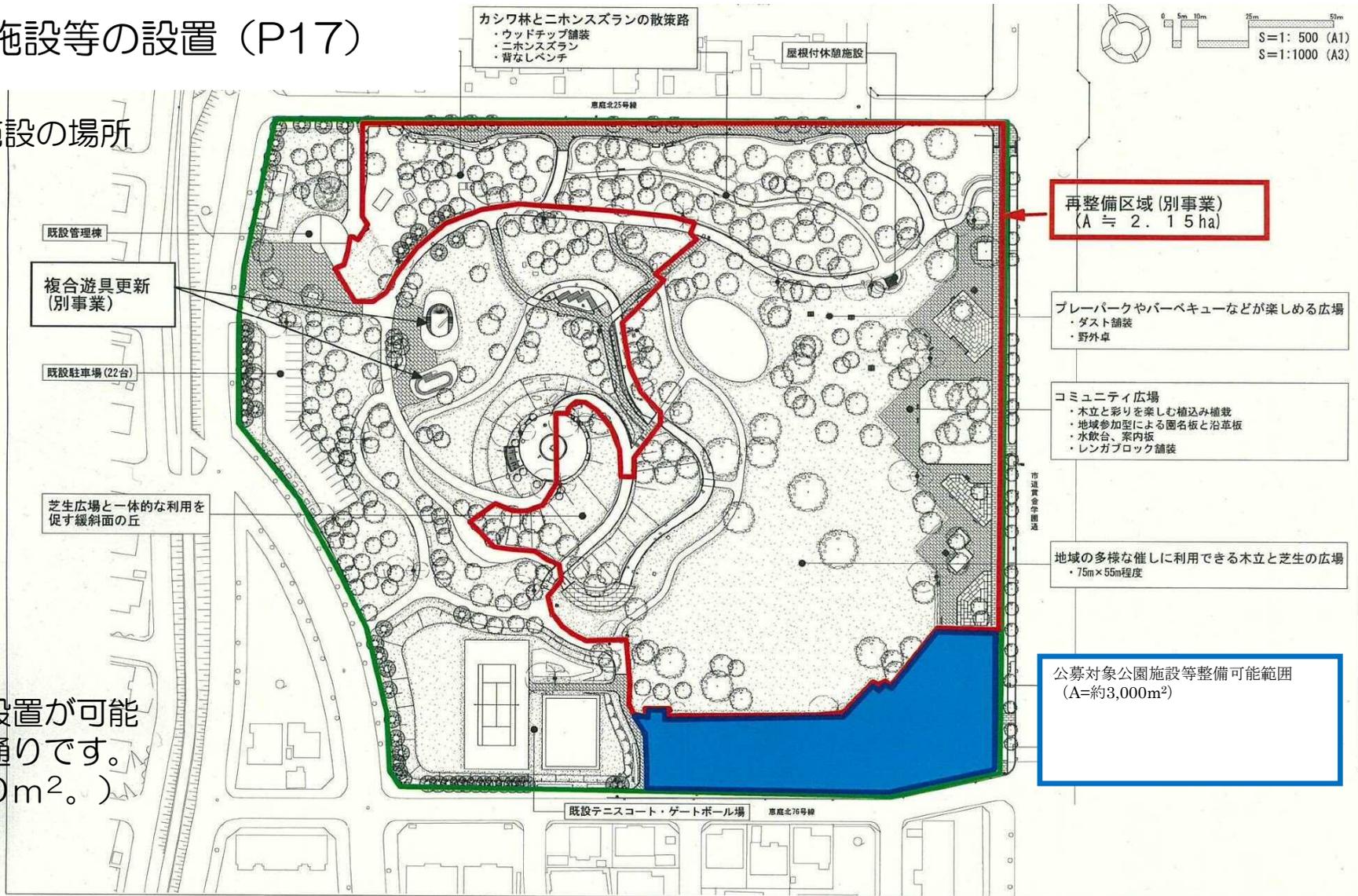
- その他の提案：都市公園法第5条の2第1項および都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設等に該当するもの

分類	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	その他の施設
公園施設の種類	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに付属する工作物（観覧席、シャワー等）	植物園 温室 分区園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等（古墳、城跡等）	飲食店 売店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	展望台 集会所

※都市公園の質の向上に向けたPark-PFIの活用ガイドライン(平成30年8月10日改正)国土交通省都市局公園緑地・景観課 抜粋

2. 公募対象公園施設等の設置 (P17)

(2) 公募対象公園施設の場所



公募対象公園施設の設置が可能となる場所は右図の通りです。
 (面積≒約3,000m²。)

※) 建築位置の決定にあたっては、恵庭ふるさと公園内の敷地状況を各自で調査したうえで検討してください。

2. 公募対象公園施設等の設置（P18・19）

1) 本事業を通じて期待される効果

- 公園の魅力向上と賑わいの創出
公園のメインアプローチとなる黄金学園通りに近い場所から気軽に立ち寄れる施設、機能の導入
- サービス施設の整備による利便性の向上
公園利用者の増加、滞在時間の延長
- 持続的な施設の整備・更新
- 交流拠点施設の設置と地域との連携
地域と一体となり、新たな魅力を創出する施設、機能、運営手法の導入
- ユニバーサルデザインへの配慮
誰もが過ごしやすい、楽しめる機能の導入

2) 公募対象公園施設の整備に係る基本的な条件

- ・ 恵庭ふるさと公園の魅力向上を図り、年間を通して賑わいの創出が図れる施設をご提案ください。
- ・ 公園利用者の利便性を高めるものや公園利用者の増加に繋がる施設を提案してください。
- ・ 一部の利用者や特定の時期だけにサービスを提供する施設の提案は認めておりません。
- ・ 対象エリアの立地条件や周辺環境等を考慮し、恵庭ふるさと公園の景観と調和した配置計画やデザインとしてください。
- ・ 公園利用者や歩行者等に対して機能的で安全な動線を確保してください。
- ・ タバコの販売は禁止とし、公募対象公園施設内も禁煙としてください。
- ・ 酒類の販売は自動販売機での販売を禁止としますが、それ以外の方法での販売は可能です。他の利用者への配慮についても併せて提案してください。
- ・ 荷捌きスペースやごみ集積スペースを確保する場合は、整備対象区域内に整備してください。

2. 公募対象公園施設等の設置（P18・19）

2) 公募対象公園施設の整備に係る基本的な条件

- 施設に必要なインフラ（電気、ガス、上下水道等）は、認定計画提出者の負担にて整備してください。

種類	対応
上水道	公募対象施設から恵庭市上水道本管への接続点までの整備について認定計画提出者の負担となります。
	恵庭市の貸与するメーターを設置して頂き、水道使用料金を市に支払っていただきます。
下水道	敷地内に公共枿を設置して頂き、公募対象施設から公共枿までの整備について認定計画提出者の負担となります。 下水道使用料金を市に支払っていただきます。
電気	認定計画提出者の対応となります。 ※建築可能区域の近接箇所に北海道電力電線あり。
ガス	本公園周辺に都市ガスは整備されておられません。必要であれば、認定計画提出者でプロパンガスを準備し対応となります。
	認定計画提出者にガス事業者との契約により、直接負担して頂きます。
電話・通信	認定計画提出者の対応となります。
	認定計画提出者に電話・通信事業者との契約により直接負担して頂きます。

- 駐車場については本事業で整備する公園駐車場を利用することができますが、施設利用者専用駐車場が必要な場合は、認定計画提出者にて整備してください、なお、施設利用者専用の駐車場を整備する場合は、公募対象公園施設の一部とし、使用料算定面積に算入します。

2. 公募対象公園施設等の設置（P19・20）

2) 公募対象公園施設の整備に係る基本的な条件

- 都市公園法、恵庭市都市公園条例、北海道屋外広告物条例、建築基準法、消防法、都市計画法、北海道景観条例、その他各種関係法令に適合する常設の建築物とし、関係機関等への届出や検査などの必要な手続きを遅滞なく行ってください。
- 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】（平成24年3月国土交通省）を遵守した設計とし、バリアフリー化に努めてください。
- 常設サインは北海道屋外広告物条例を遵守してください。また、常設サインについては、設置場所も含め市と協議のうえ決定することとします。なお、景観を阻害するサイン（のぼり等）は設置できません。
- 公募対象公園施設は複数棟の建築を可能とします。
- 施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりを作らないよう、公園の安全性に配慮して下さい。また、公募対象公園施設周辺の夜間の利用も考慮し、公園利用者が夜間にでも安全に利用できる照度を確保できるようにしてください。
- 景観に配慮し、室外機や設備機器などは屋外に露出しないよう目隠し等を設置してください。
- 整備にあたっては廃棄物の削減等、環境負荷低減に取り組んでください。
- 恵庭市緑の基本計画に基づき、緑化活動に努めてください。
- 本事業は埋蔵文化財包蔵地「カリンバ5遺跡」に該当し、工事着手前に工事計画を、恵庭市郷土資料館を經由して北海道教育委員会に通知し、文化財保護のために必要な勧告を受けることを要します。また、事業区域は工事に際し恵庭市郷土資料館の職員が立ち会いを行う場合もあります。
- 整備にあたり、恵庭ふるさと公園の再整備工事等関連工事との連携に配慮して下さい。

2. 公募対象公園施設等の設置（P20）

2) 公募対象公園施設の整備に係る基本的な条件

- 認定計画提出者は公募対象公園施設の設計図書（出来形図面、社内検査簿）、品質管理、試験成績表、工事工程表を本市に提出し、内容について承諾を得る必要があります。なお、設計の内容が提案内容と相違する場合、修正を求める場合があります。
- 公募対象公園施設の工事において、公園利用者に対する安全確保が不十分と判断される場合は、本市が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。
- 認定計画提出者は、公募対象公園施設の工事着手前に、工事現場の施工管理等を行う工事責任者を設置し、本市に書面で報告してください。
- 認定計画提出者は、施設が設計図書に従い整備されていることを確認する社内検査を実施してください。
- 認定計画提出者は、工事完了及び社内検査終了後、本市へ完成届を提出します。整備状況が設計図書の内容と逸脱している場合は、是正を求める場合があります。

3) 公募対象公園施設の管理・運営に係る基本的な条件

- 公募対象公園施設は、認定計画提出者が整備し、整備後も所有していただきます。
- 公募対象公園施設設置後の運営、維持管理は認定計画提出者の責任にて実施し、その費用も認定計画提出者の負担となります。
- 公園利用者が利用しやすく、年間を通じたにぎわいの創出に配慮した維持管理・運営案をお願いします。
- 地域の町内会や教育機関等との連携に配慮した維持管理、運営を実施してください。
- 市からの指示や連絡に対して、迅速に対応できる体制を提案してください。
- 営業時の音や振動、臭気、照明の照度および営業時間等、周辺環境に影響を及ぼさないようご配慮願います。
- 施設の清掃、補修、メンテナンス等により、持続可能な公園施設の運営としてください。
- 特定の会員のみ利用等、「独占的な利用」や「排他的な利用」となる運営方法は認められません。

2. 公募対象公園施設等の設置（P20・P21）

3) 公募対象公園施設の管理・運営に係る基本的な条件

- 公園利用者の利便性を考慮し、原則通年営業とします。
- 地震、災害等災害発生時の危機管理に対応した管理・運営可能な配置計画としてください。
- 公募対象公園施設で取り扱うメニューや商品は、公園区域内にあることに鑑み、取り扱う商品やサービス、その価格については、利用しやすい価格としてください。その内容は事前に市の承認を得ることとします。
- トイレの使用は施設利用者だけでなく、公園利用者が利用できる提案としてください。また、店舗の閉店後のトイレの利用可否、運営方法等も提案してください。
- タバコの販売は禁止とし、公募対象公園施設内も禁煙としてください。
- 酒類の販売は自動販売機での販売を禁止としますが、それ以外の方法での販売は可能です。酒類を販売する際は他の利用者への配慮についても併せて提案してください。
- 運営にあたって廃棄物の削減等、環境負荷低減に取り組んでください。
- 空調設備を設置するなど、年間を通じて公園利用者が快適に利用できる室温を確保してください。
- 施設に必要な（上下水道、電気、ガス等）施設は、認定計画提出者の負担によって管理、運営してください。
- 営業を終了する場合や許可期間が満了する際は、認定計画提出者の責任及び負担において原状回復することを基本とします。ただし、回復内容については本市と協議して決定するものとします。

4) 設置管理許可

② 設置管理許可予定日

- 設置管理許可は、施設的设计内容等を市が承諾した後の、公募対象公園施設の工事着手日からの予定です。

2. 公募対象公園施設等の設置（P22）

5) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

- 使用料は設置する公募対象公園施設の設置許可の面積に対して、自ら提案した設置許可使用料単価を乗じた額を本市に支払っていただきます。
- 設置許可の面積には、建築物の範囲以外に、公募対象公園施設の利用者に利用が限定される施設の面積も含まれるものとし、設置許可の面積の決定にあたっては、実施設計の協議等を経て認定計画提出者から提出して頂く最終的な計画を本市が確認し決定いたします。
- 公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。使用料及び対象面積を提案してください。
公募対象公園施設の使用料の下限 $60\text{円}/\text{m}^2\text{月} = 720/\text{m}^2\text{年}$

注釈) 使用料の納付について

- 設置管理許可の使用料は恵庭市都市公園条例第22条（概要は下記の通り）に基づき支払うこととします。
第1期 4月から6月まで 第2期 7月から9月まで
第3期 10月から12月まで 第4期 1月から3月まで
- 初期の分は許可の際、次期以降分は当該各期の初めに、都度発行する納入通知書によりお支払い頂きます。
- 1年未満の端数は使用の期間が開始し、または終了した日の属する月を含め使用した月の月割によります。

2. 公募対象公園施設等の設置（P23）

（4）①特定公園施設の整備に係る基本的な条件

- 特定公園施設の整備は、公園利用者の利便性の一層の向上を目的としています。
- 特定公園施設のうち、公募対象公園施設周辺の外構および駐車場を整備してください。
- 駐車場は、台数の規定は設けませんが、施設利用者および公園利用者が快適に使用できる提案としてください。
- 外構の提案については任意です。（既存舗装の撤去や周辺の公園景観と調和した新規舗装や芝生吹き付け等の整備を想定）
- 特定公園施設の整備位置は、整備可能範囲内の公募対象施設以外の区域となります。
- 特定公園施設として整備した施設は、整備後本市へ譲渡とします。施設の引き渡し完了時に、都市公園法第5条第1項に基づく管理許可により、認定計画提出者において管理運営するものとします。なお、特定公園施設に関する管理許可使用料は免除とします。
- 認定計画提出者は特定公園施設の設計図書（工事工程表、施工計画書、施工体制台帳、履行報告書、使用資材承諾願、搬入材料検査簿、出来形測定結果一覧表、出来形図面、工事写真、試験成績表、段階確認願、社内検査簿、安全教育・安全訓練等実施報告書、品質管理、協議簿、産業廃棄物集計表、保証書、説明書等、創意工夫等）を本市に提出し、承諾を受ける必要があります。設計の内容が、提案内容と相違する場合には修正を求める場合があります。
- 特定公園施設の設計にあたっては、認定計画提出者は、「北海道建設部測量調査設計業等共通仕様書(令和3年10月版)」および「北海道建設部土木工事積算基準（2021.10）」都市公園事業設計要領、道路事業設計要領等に従って設計を行ってください。設計図書の内容が市の要求に満たないと本市が判断した場合は、本市が認定計画提出者に対し認定計画提出者の責任及び費用において修正を求める場合があります。
- 特定公園施設の建設に際しては、「北海道建設部土木工事共通仕様書」および工事の施工方法に関する法令、基準等に従って施工してください。
- 特定公園施設の設計及び工事の一部を第三者に委託、請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得てください。

2. 公募対象公園施設等の設置（P24・P25）

（4）①特定公園施設の整備に係る基本的な条件

- ・認定計画提出者は、工事着手前に、工事現場の施工管理等を行う工事責任者を設置し、本市に書面で報告してください。
- ・認定計画提出者は、工事完成および社内検査終了後、令和5年2月末までに本市へ完成届を提出し、本市は完成検査を実施します。検査の結果、整備状況が設計図書の内容から逸脱している場合は是正を求める場合があります。完成検査により設計図書に従い整備されたことが確認できた場合に本市への譲渡が行われ、市はその対価を支払います。

（4）③市による特定公園施設の整備費用の負担

- ・特定公園施設の整備に要する費用は、公募対象公園施設及び利便増進施設等からの見込まれる収益等及び、本市からの負担により賄ってください。本市に整備に要する費用の負担を求める場合には、その金額を提案してください。
- ・恵庭市が負担する費用の上限額は以下のとおりとします。
 - 恵庭市が負担する費用の上限額 35,016千円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - 注）本市の負担額は、特定公園施設の整備に要する費用に対して9割以内になります。

※本市が負担する額は「官民連携型賑わい拠点創出事業（社会資本整備総合交付金）」を活用します。負担額算出にあたり、本市から関連する工事費内訳等の資料提出を求めます。

2. 公募対象公園施設等の設置（P24・P25）

（4）②特定公園施設の維持管理に係る基本的な条件

- 特定公園施設の管理運営については、認定計画提出者が管理許可を受け、管理運営するものとしますので、特定公園施設に係る管理運営計画について提案してください。維持管理項目のほか、イベントの開催等、ソフト事業に関する提案も可能です。
- 公園利用者が利用しやすく、かつ安全、安心に配慮した維持管理・運営として下さい。
- 本市が行う事業に積極的に協力をし、恵庭ふるさと公園の魅力向上が図られる運営を行ってください。
- 日常的な清掃（ごみ拾い等）については、公園利用者にとって常に快適な空間となるよう実施して下さい。
- 認定計画提出者が実施可能な範囲で日常的な清掃や公園の環境の維持および向上を図るための措置を提案してください。費用は認定計画提出者の負担となります。
- 地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した管理・運営可能な配置計画とし、本市に報告してください。

（4）④駐車場の整備・管理運営について

- 車両の進入に伴う道路形状等は、道路管理者および警察と協議したうえで、出入口位置や、入出庫に伴う事故等を回避する計画など、公園内及び周辺道路の交通の円滑化と安全性を考慮し計画してください。
- 駐車場の管理運営については、公園利用者が利用しやすく、周辺住民に配慮した運営として下さい。具体的には、開放時間や公園利用者以外の違法駐車規制方法等について提案をしてください。
- 特定公園施設として整備した駐車場については、原則無料駐車場としますが、管理上必要であれば有料とすることができます。ただし、2時間までの利用は無料としてください。また、有料とする場合には、営利を目的としない公園の駐車場ということを鑑みた料金設定および管理運営とし、得られた収益は特定公園施設の維持管理費用に充ててください。
- 駐車場の冬季除雪については、できる限り市の負担が少なくなるよう提案をしてください。

2. 公募対象公園施設等の設置（P25・P26）

（5）利便増進施設の設置に関する事項

①利便増進施設の設置について

- ・利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。
設置できる施設・・・自転車駐輪場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔

②利便増進施設を設置する場合の占用料

- 広告塔の占用料 960円／㎡・年
- 自転車駐輪場の占用料 960円／㎡・年
- 看板の占用料 960円／㎡・月

※条例等の変更による占用料変動の可能性があります。

（7）認定の有効期間

- ・公募設置等計画の認定の有効期間・・・工事着手日から**20年間**とします。
有効期間には、工事及び事業終了時の**公募対象公園施設の解体、撤去（原状回復）に要する期間**を含みます。

基本協定の締結	協議・設計	工事	供用期間	撤去	事業終了
	公募設置等計画の認定の有効期間（20年）				
	設置管理許可期間（10年以内）		設置管理許可期間（10年以内）		
基本協定期間					

3. 公募の実施に関する事項等（P27・P28）

（1）公募への参加資格

- ⑧応募者は法人（以下「応募法人」という。）または法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限り、個人での応募はできません。
- ⑨グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。
 - ・ 応募法人または応募グループを構成する代表法人および構成法人（以下「応募法人等」という。）は、以下の条件を満たしていることとします。
 - ・ 直近決算において債務超過でないこと
 - ・ 市税の滞納がないこと
 - ・ その他選定、対象業務等の実施に際して適正さが阻害される事項がないこと。
- ⑩公募対象公園施設、特定公園施設の建築物の設計業務を行うものは、都市公園または類似施設の設計・監理実績を備えることとします。また、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることとします。設計の再委託を行うものは再委託先が登録を行っていることを条件とします。
- ⑪公募対象公園施設の建設業務を行うものは、類似施設の工事实績を備えることとします。また、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条1項の規定に基づく建設業の許可を受けていることとします。整備工事業務の再委託を行うものは再委託先が登録を行っていることを条件とします。
- ⑫特定公園施設の建設業務を行うものは、都市公園または類似施設の工事实績を備えることとします。また、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条1項の規定に基づく建設業の許可を受けていることとします。整備工事業務の再委託を行うものは再委託先が登録を行っていることを条件とします。
- ⑬代表法人は公募対象公園施設の整備・管理運営および特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

3. 公募の実施に関する事項等（参考）

（1）公募への参加資格

- ⑩公募対象公園施設、特定公園施設の建築物の設計業務を行うものは、都市公園または類似施設の設計・監理実績を備えることとします。また、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることとします。設計の再委託を行うものは再委託先が登録を行っていることを条件とします。
- ⑪公募対象公園施設の建設業務を行うものは、類似施設の工事实績を備えることとします。また、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条1項の規定に基づく建設業の許可を受けていることとします。整備工事業務の再委託を行うものは再委託先が登録を行っていることを条件とします。
- ⑫特定公園施設の建設業務を行うものは、都市公園または類似施設の工事实績を備えることとします。また、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条1項の規定に基づく建設業の許可を受けていることとします。整備工事業務の再委託を行うものは再委託先が登録を行っていることを条件とします。

- ⑩⑪公募対象公園施設の類似施設・・・飲食店・売店
- ⑪⑫特定公園施設の類似施設（※）・・・駐車場、広場、建物外構

※）資格要件とはしていませんが、特定公園施設は、社会資本整備総合交付金を利用しての整備となるため、設計や工事監理は国や北海道等の公共工事と同様の水準、成果等が求められます。

応募法人等の例

- 総合不動産業（単体）や外食業（公募対象施設の設計、建設、特定公園施設の設計、建設は委託）
- 建設業者+建設業者（グループ）（施設運営は委託）
- 建設業者+外食業（グループ） など

4. 公募の手続きに関する事項等 (P31)

(1) 日程

実施内容	スケジュール
①公募設置等指針の公示	令和3年11月30日(火)
公募設置等指針の配布 (HP)	令和3年11月30日(火)
公募説明会の参加申込期限	令和3年12月10日(金)
公募説明会の開催	令和3年12月14日(火)
公募設置等指針に関する質問受付	令和3年12月15日(水)～12月23日(木) 17時まで
公募設置等指針に関する質問回答	令和4年1月7日(金)
応募登録	令和3年12月15日(水)～令和4年1月18日(火) 17時まで
②公募設置等計画の提出	令和4年1月27日(木)～令和4年2月1日(火) 17時まで
プレゼンテーション	令和4年2月上～中旬
③設置等予定者の選定	令和4年2月中旬
④公募設置等計画の認定	令和4年3月上旬
⑤基本協定の締結	令和4年3月下旬
認定計画提出者による設計・工事	令和4年4月上旬
⑥事業開始	令和4年秋～

4. 公募の手続きに関する事項等（P34）

（2）応募手続 5）公募設置等計画等の受付

【公募設置等計画等作成の注意事項】

○一般的事項

- 公募設置等計画等の提出は1 応募法人（または1 応募グループ）1 提案とします。
- 関係法令および条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上、公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- 提出書類はA4版、左綴じとしページを付して提出してください。
- 公募設置等計画は20 ページ以内としてください。両面印刷とした場合は、両面それぞれにページ番号を付してください。ただしイメージパス（A3 サイズ横向き）、図面別途提出資料の部分はページ制限の対象外とします。なお、イメージパスなどA3 サイズで作成した資料は、ファイル折りでA4 サイズとしてください。
- ※ページ枚数は評価の対象ではありません。分かりやすく、簡潔に提案してください。
- 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5 ポイント以上としてください。図を用いる場合等の文字については、この限りではありませんが、文字が十分読み取れる程度としてください。
- 公募設置等計画の副本は、正本から会社名、ロゴマークなど、応募者が特定できる表現を削除したものとしてください。社名が特定できる情報であると判断した場合、事務局で該当部分を抹消します。
- 提出書類一式を電子データ化したものをCD-R（表面：任意様式）にて1部提出してください。

- 応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

4. 公募の手続きに関する事項等（参考）

(2) 応募手続 5) 公募設置等計画等の受付

【公募設置等計画等作成の注意事項】

- ・公募設置等計画の副本は、正本から会社名、ロゴマークなど、応募者が特定できる表現を削除したものとしてください。社名が特定できる情報であると判断した場合、事務局で該当部分を抹消します。

■応募法人等の会社名、ロゴマークなど、応募者が特定できる表現を削除する目的は？

⇒応募法人にとらわれることなく、公平で公正な選定を実施するためです。

⇒応募法人等の会社名、ロゴマークは原則禁止です。

ただし、

公募対象公園施設の具体的な店舗名や地域の団体などと連携する場合の団体名など、選定委員会委員の審査において有用な表現については、削除する必要はありません。

また、応募法人等の会社名と公募対象公園施設の店舗の名称が同一の場合でも店舗名等を削除する必要はありません。

- ・副本に会社名、ロゴマーク等、応募者が特定できる表現が書かれていた場合は、事務局で適宜その部分を削除いたします。

4. 公募の手続きに関する事項等（P38）

（5）審査方法等

① 第一次審査

提出された全ての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点を審査します。

ア) 参加資格の確認

応募者が参加資格を満たしているかを審査します。

イ) 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

ウ) 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は次のとおりです。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により確認できること。

審査の結果、上記条件を満たしていないと認められる場合は、事務局の意見を付して選定委員会に送付します。

ただし、誤字・脱字、乱丁・落丁など、記載内容の変更を伴わない提案書の明らかな不備と事務局が認めたものについては、事務局が定めた期間内の再提出を条件に提案書の一部差し替え等の修正を認めます。

なお、提出された全ての公募設置等計画等は、事務局の意見を付して選定委員会に送付します。

4. 公募の手続きに関する事項等（P39）

（5）審査方法等

② 第二次審査

- 第二次審査では、第一次審査を通過したすべての公募設置等計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づきP40の「評価の基準」に従って評価を行います。
- 応募者には、委員会において提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時・場所・方法等の詳細は事務局から連絡します。
- プレゼンテーションは公募設置等計画の具体性や実現性などについて、ご提出いただいた公募設置等計画の補足の説明や質疑を行うために実施するものです。プレゼンテーション時に公募設置等計画に記載のない新たな提案を行っても、その内容は評価対象となりません。また、模型などの持ち込みも認めておりません。

（公募設置等計画の説明用として、プロジェクターや説明用パソコン等を用いる場合は事務局で用意します。）

※）応募者多数の場合は、提出書類のみで審査を行い、プレゼンテーション対象者を数社に限定させていただく場合があります。その場合、選定外となった応募者には、事務局より通知いたします。

3）評価の基準

市では、選定委員会を設置し、提出された公募設置等計画について、評価項目に沿って評価を行います。

それぞれの委員が評価点（満点180点）にて評価を行い、その合計を公募設置等計画の評価点とします。

この手法にて算出する評価点の最高点の6割を最低基準点とします。

最低基準点以上の点数を得た提案の中で最も高い点数を得た提案を最優秀提案に選定します。

最高点を獲得した提案が複数ある場合は、評価項目の「①事業の実施方針」の得点合計が高い提案を選定します。

4. 公募の手続きに関する事項等（P32～P33）

（2）応募手続き

3）質問および回答

公募に関する質問がある場合は、下記のとおり質問書を提出してください。なお、法人グループで提案する場合の質問は、代表者が取りまとめて行ってください。説明会、電話での質問は受け付けません。

【質問受付期間】

令和3年12月15日（水）～令和3年12月23日（木）午後5時まで

【受付方法】

様式1-2「質問書」に質問を記入の上、下記メールアドレスまでご送付ください。

送付先：kensetsukanri01@city.eniwa.hokkaido.jp

メール件名は「質問書送付」とし、受付期間内に市への質問受付の確認の電話をしてください。

【質問に対する回答】

質疑に対する回答は、令和4年1月7日（金）までに恵庭市公式ウェブサイトに掲載します。

4）応募登録

本事業に応募しようとする者は、以下の書類を提出し、応募登録を行ってください。なお、応募登録を行った法人または応募登録の際にグループを代表して応募登録を申し出た法人を有するグループ以外の者は、公募設置等計画を提出することができません。

【受付期間】

令和3年12月15日（水）～令和4年1月18日（火）午後5時まで

【申込方法】

「応募登録書類一式」に必要書類を記載の上、申込期間内に受付場所までご持参ください。

受付場所：恵庭市 建設部 管理課

4. 公募の手続きに関する事項等（P32～P33）

（2）応募手続き

5）公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

【受付期間】

令和4年1月27日（木）～令和4年2月1日（火）午後5時まで

【申込方法】

「公募設置等計画等関係書類一覧」に記載されている様式（指定のない場合は任意様式）に必要事項を記入の上、受付場所までご持参ください。

受付場所：恵庭市 建設部 管理課

なお、事前に「建設部管理課」まで電話にて連絡後、市と受付時間を調整の上ご持参ください。

【電話受付期間】

令和4年1月26日（水）午前9時～令和4年1月31日（月）午後5時まで